

英国の付加価値税の概要

付加価値税は、Value added Tax、略称 VAT であり、1973 年にえ英国に導入され、英国の最も重要な税金の一つです。VAT は、サプライチェーンの各段階でにおいて販売時点で商品・サービスに課される消費税です。VAT は、VAT 登録完了の企業によって徴収され、各段階でその徴収された税額が歳入関税庁 (HMRC) に支払われます。但し、最終的には最終消費者が税額を負担します。

1. VAT 率

商品・サービスの種類は多くて複雑であるため、以下の内容には全ての商品・サービスが含まれていません。

1.1 標準税率 20%

ほとんどの商品・サービスには標準税率が適用されます。

1.2 軽減税率 5%

福祉: 高齢者ための移動補助具、禁煙グッズのニコチネルパッチやガム

電力: 家庭用又は慈善団体の非業務用の電気、ガス、灯油

安全設備: 子供用のチャイルドシート、ブースターシート、ブースタークッション

1.3 ゼロ税率 0%

福祉: 障害者ための建設サービス、障害者ための設備、視覚が弱い又は全く無い視覚障害者ための設備

輸送: 飛行機の修理やメンテナンス

出版物: 本、子供用絵画や絵本、雑誌、印刷又は複写された音楽

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1.4 免除

金融サービス、投資、保険、ヘルスケア、公的郵便サービス、切手

1.5 VAT 課税対象外

公的機関が運営する橋、トンネル、道路の通行料

詳細は <https://www.gov.uk/guidance/rates-of-vat-on-different-goods-and-services> をご参照ください。

2. VAT の登録時期

- (1) 英国国内で課税対象となる事業を行う個人又は企業は VAT の任意登録を行えます。
- (2) 企業の過去 12 ヶ月の課税売上高は 85,000 ポンド(現行の VAT しきい値)を超える場合、その月末から 30 日以内に VAT 登録を完了する必要があります。
- (3) 将来 30 日以内に推定売上高が 85,000 ポンドを超える企業は、その 30 日以内に VAT 登録を完了する必要があります。例えば、5 月 1 日に会社は 9 万ポンドの契約を締結し、支払期限が 5 月末の場合、VAT 登録を 5 月 30 日までに完了する必要があります。登録の発効日は 5 月 1 日です。
- (4) 会社は、VAT 登録完了の会社を買収する際に、次の場合に VAT 登録をする必要があります。
 - 売却側が VAT 登録を完了した場合
 - 買収双方の課税売上高がしきい値を超える場合
- (5) 英国に商品・サービスを提供する英国の非居住者である会社及び個人は、課税売上高を問わず、英国で VAT 登録をしなければなりません。その海外会社は、英国に拠点を持たない企業(NETP)と見なされ、税務代理人(VAT 負債に対して連帯して責任を負う)又は代理人(連帯責任がない)を指定する必要があります。

課税売上高が一時的にしきい値を超える場合、「例外」を申請することができますが、将来 12 ヶ月以内に売上高が登録解除のしきい値の 83,000 ポンドを超えないことを証明する必要があります。HMRC は「例外」を承認する場合、郵便で通知します。そうでない場合、VAT は登録されます。

3. 課税オプション(Option to Tax)

不動産投資家は、住宅用物件でなく事業用物件に対して「課税オプション」を申請することができます。「課税オプション」が承認された後、投資家はテナントに請求した家賃、サービス料金、及び将来の賃貸又は不動産の売却による所得に対して VAT を徴収する必要があります。一方、選択した賃貸業の運営に費やされた VAT のほとんどは回収できます。

但し、不動産の VAT は非常に複雑な問題です。各不動産はそれぞれの条件があります。従って、「課税オプション」を申請する前に原価及び利益を考えるのは重要です。

4. VAT 登録

英国会社はオンラインで VAT アカウントをサインアップし、VAT 登録を申請することができます。会計士を第三者の代理人として委任する場合、次の各項に役立ちます。

- (1) 最適な申請時期を分析すること。
- (2) VAT 登録を申請すること。
- (3) 会社を代理して HMRC と連絡を取ること。

第三者の代理人は、専門的な資格及び経験を持っている方が多いです。VAT 番号が取得される確率は、自己申請よりもはるかに高くなります。

5. VAT 登録後

登録が成功した後、クライアント様は次のものを取得します。

- (1) 全ての請求書に提示する必要がある 9 桁の VAT 番号
- (2) 最初の VAT 申告書の提出時期と納付に関する情報
- (3) 登録の発効日

6. VAT 申告

一般的に、会社は四半期ごとに VAT 申告を行います。VAT 申告書をオンライン提供する期限は、VAT 期間の終了後から 1 ヶ月(暦)と 7 日です。その日付は HMRC への支払期限でもあります。例えば、2022 年第一四半期の申告書には 1~3 月分が含まれ、VAT 申告書及び HMRC への支払期限は 2022 年 5 月 7 日です。

会社は VAT 登録を行った場合、VAT の納付・還付が不要であっても HMRC に申告する必要があります。

7. 税のデジタル化 (MTD)

VAT のデジタル化において、事業主は HMRC によって認定されたソフトウェアを使ってオンラインで VAT 申告書を提出する必要があります。企業が要件に該当することを確保するために、HMRC は VAT 申告書が MTD システムを通じて電子データが記録する必要があると規定しています。

企業は、完全な MTD ソフトウェアの代わりにスプレッドシートを使い続けたい場合でも、HMRC によって認定された MTD システムを通じて VAT 申告書を提出する必要があります。

8. 追加税と罰金

期限内に VAT 申告書を提出せず、且つ VAT 額を納付しなかった場合、12 ヶ月の「追加税」期間が発生します。追加税とは、未払い VAT 額に加えて別途請求される費用です。

12 ヶ月以内の違反	年間売上高£150,000 以内の追加税	年間売上高£150,000 以上の追加税
1 回目	なし	なし
2 回目	なし	2% (£400 以下の場合は免除)
3 回目	2% (£400 以下の場合は免除)	5% (£400 以下の場合は免除)
4 回目	5% (£400 以下の場合は免除)	10% 又は £30 (いずれの高い方)
5 回目	10% 又は £30 (いずれの高い方)	15% 又は £30 (いずれの高い方)
6 回目以上	15% 又は £30 (いずれの高い方)	15% 又は £30 (いずれの高い方)

違反により発生した追加税を軽減するために、会社は上訴をして合理的な理由を説明する必要があります。

企業は 30 日以内に対応しなかった場合、HMRC は不正確な申告に対して過小評価もしくは過大請求された税金の 100% 以下、又は 30% の評価費用を請求することができます。

9. 支払方法

サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5% の手数料を請求します。送金の際に、クライアント様は備考欄に当事務所の請求書番号を記入し、支払証憑の写しを当事務所に送付してください。当事務所は記録します。

10. 啓源の見積

順番	サービス	費用(ポンド)
1	付加価値税登録	300
2	付加価値税申告(一回)	150 から
3	付加価値税登録の取り消し	300

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

KAIZEN 啓源